

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第166号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月24日 11時30分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜港東方沖 観音埼灯台から真方位140° 4.0海里付近 (概位 北緯35° 12.32′ 東経139° 47.87′)
事故等調査の経過	平成26年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三 <sup>のりゆき</sup> 教至丸、12トン 235-28109 神奈川、個人所有 B プレジャーボート Princess Sayaka III、5トン未満 242-17418 千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B <sub>1</sub> ）
損傷	A 船首 <sup>はしご</sup> 梯子に曲損、バルバスバウに亀裂 B 船尾外板に凹損及び擦過傷、ハウ스에 損傷
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、平成26年11月24日08時00分ごろ神奈川県横須賀市走水港を発し、浦賀水道航路付近の釣り場に向かった。 A 船は、釣果を求めて釣り場の移動を繰り返し、久里浜港東方沖を千葉県富津市側に向けて、船長Aが魚群探知機の画面で海底の地形を見ながら東進中、11時30分ごろ、その船首とB船の船尾とが衝突した。 B 船は、船長が1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者B <sub>1</sub> 」及び「同乗者B <sub>2</sub> 」という。）を同乗させ、06時00分ごろ千葉県木更津港を発し、東京湾口付近の釣り場に向かった。 船長Bは、久里浜港東方沖の釣り場で、船首を東方に向けて釣りをしながら漂泊中、11時20分ごろ、潮が止まって釣果が期待できなくなったので、小型船舶操縦免許を受有する同乗者B <sub>1</sub> に周囲の見張りを託し、キャビンに入って食事をとることとした。 同乗者B <sub>1</sub> は、船長Bに替わって周囲の見張りを行いながら、左舷船尾で釣りをしていたとき、西方から接近するA船を認め、B船の左舷側を通過するものと思っていたところ、A船がB船の船尾近くで右

	<p>転して衝突する態勢となったので、中立運転としていた左舷側主機の操縦レバーを前進に操作した。</p> <p>B船は、左舷側の推進器が作動したものの、11時30分ごろA船と衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者B<sub>1</sub>が頸椎捻挫を負ったが、同乗者B<sub>2</sub>にけがはなかった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船は、約4年間の遊漁船の運航実績があり、冬季を除いて、年間70～80回の遊漁船業を行っていた。</p> <p>船長Aは、衝突するまでB船に気付かなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、久里浜港東方沖を東進中、船長Aが、魚群探知機の画面で海底の地形を見ることに注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かずに右転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、久里浜港東方沖で釣りをを行いながら漂泊中、見張りに当たっていた同乗者B<sub>1</sub>が、接近するA船がB船の船尾近くで右転したので、主機の操縦レバーを操作したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、久里浜港東方沖において、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが、魚群探知機の画面で海底の地形を見ることに注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったため、漂泊中のB船に気付かずに右転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船やプレジャーボートが多く出ている場所で航行する場合は、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>